

資料 4

岩手県立病院ターゲティング広告業務

企画提案書審査要領

令和 8 年 10 月
岩手県医療局

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県立病院ターゲティング広告業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものです。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 委員会の開催期日及び場所

委員会を開催する期日及び場所については、下記の予定であるが、参加者が確定した後、速やかにプレゼンテーションの順番と併せて最終通知を行うものとする。

(1) 開催期日

令和8年10月30日（金）10時00分～

- ※ 現在の予定であり、変更する場合は、参加届出者へ別途通知する。
- ※ プレゼンテーションの開始時間等については、別途通知する。
- ※ プレゼンテーションの時間は、一者あたり15分（説明10分、質疑応答5分）とする。

(2) 開催場所

岩手県医療局7階会議室

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が6者を超える場合には、委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
- (3) 参加者が6者以下であった場合は、一次審査は行わないものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) 参加者が1者のみであった場合でも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は、次のとおりとする。

審査項目	審査の観点	配点
1 基本的事項		[10点]
目的の理解度及び合致度	広告配信の目的を正確に理解した実施方針であること	10点
2 企画提案内容		[70点]
提案内容の精度	企画提案書等が具体的で分かりやすい内容にまとめられていること	20点
	写真・図表等を有効に活用し、見やすいレイアウト・編集・デザインになっていること	20点
	視覚的な訴求力が高く、インパクトのあるデザインとなっていること	30点
3 業務履行能力関係（事務局審査項目）		[20点]
業務遂行能力及び見積内容	業務遂行能力を有し、提案内容を確実に履行できる業務実施体系が十分に構築可能と認められること	10点
	業務内容及び業務量に応じた費用積算となっていること	10点
合計		100点

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。